

財務諸表に対する注記(法人全体)

1. 重要な会計方針

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品及び仕掛品

売価還元原価法による原価法によっている。

② 商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっている。

② 無形固定資産

残存価格を0円とした。

(3) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金は全国社会福祉協議会退職共済制度に加入しており、当期末において発生していると認められる額を計上している。

② 賞与引当金

職員に対して将来支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上している。

③ 徴収不能引当金

債権の徴収不能に備えるため、一括評価債権については過去の徴収不能額の発生割合により、個別評価債権については個別に徴収可能性を勘案して徴収不能見込額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

(1) 当会計年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)に基づき処理を行っている。

3. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、社会福祉法人全国社会福祉協議会の退職共済制度に加入している。

4. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(3) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 本部拠点区分(社会福祉事業)

法人運営事業サービス区分

地域福祉活動推進事業サービス区分

在宅福祉推進事業サービス区分

共同募金配分金事業サービス区分

受託事業サービス区分

日常生活自立支援事業サービス区分

イ 介護保険事業拠点区分(社会福祉事業)

居宅介護支援事業サービス区分

訪問介護事業サービス区分

通所介護事業サービス区分

障害福祉サービス事業サービス区分

地域包括支援センターサービス区分
 ウ わかくさ共同作業所拠点区分(社会福祉事業)
 就労継続支援B型事業サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
 4号基本金廃止に伴い、4号基本金1,000,000円を取り崩した。

7. 担保にしている資産
 該当なし

8. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:円)

	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	18,003,392	16,258,120	1,745,272
器具・備品	10,169,225	9,588,945	580,280
ソフトウェア	3,866,018	2,723,174	851,904
合計	32,038,635	28,570,239	3,177,456

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
小口資金貸付金	831,800	△ 831,800	0
合計	831,800	△ 831,800	0

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益
 該当なし

11. 関連当事者との取引の内容
 該当なし

12. 重要な偶発債務
 該当なし

13. 重要な後発事象
 該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状
 態を明らかにするために必要な事項

(1)当会計年度から「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省
 雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)に
 基づき処理を行っている。